

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、加齢に伴い音を感じる部位に障害が起こる感音難聴であり、中年期以降に増加する傾向があります。

難聴の進行はコミュニケーション機会の減少を招き、「認知症」のリスクを高めるだけでなく、「うつ」や「フレイル」につながることも懸念されており、厚生労働省が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」においても、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げています。

加齢性難聴は加齢以外に特別な原因がないため治すことは困難ですが、自分に合った補聴器を使うことで聴力を補い会話の聞き取りを助けることができます。（一社）日本補聴器工業会が実施した J a p a n T r a k 2018 の調査では、補聴器所有者の89%が補聴器の使用により生活の質（QOL）が何がしか改善したと回答しています。しかしながら、日本の補聴器普及率は欧米諸国に比べ非常に低いのが現状です。

同調査では、補聴器1台の平均価格は15万円であり、補聴器所有者のうち12%が障害者総合支援法や自治体独自の支援制度に基づく公的支給補助を受けていると報告されており、障害者手帳を持たない加齢性難聴者の多くは全額自費での購入を強いられているものと考えられます。

このような状況を背景として、一部の自治体では補聴器購入に対する独自の補助制度を創設するなど、公的補助の必要性が全国的に広がっています。

補聴器の更なる普及により、難聴があっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防や健康寿命の延伸、ひいては医療費・介護給付費の抑制につながることを期待されます。

よって、国及び県の制度として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月22日

龍ヶ崎市議会